

男声合唱団エルデ：会議費に関する内規

第1条（目的）

本内規は、男声合唱団エルデの会議における費用について定める。

第2条（会議費の範囲）

役員または役員から委嘱を受けた役員以外の団員が、団員以外のものと団の活動上必要となった打ち合わせ・会議等（以下「打ち合わせ等」という）を行う場合、これに伴う飲食費を会議費として団費から支給できるものとする。

第3条（会議費の承認等）

会議費を受けようとする団員は、事前に打ち合わせ目的等を団長に申し出、会議費の使用について承認を得るものとする。

但し、やむを得ない場合は事後とすることができる。

2 団費からの支給額は1人当たり3千円を限度とする。

第4条（会議費の受領）

会議費の支給を受けようとするものは、打ち合わせ等を行った飲食店等が発行した領収を示す書面に団長の承認を受け、これを会計に提出するものとする。

第5条（内規の改廃）

本内規は総会の議決により、廃止又は変更することが出来る。

付則

本内規は2011年3月26日の総会で承認され、同日から施行する。